

補助金

令和4年度補正 CEV補助金 申請受付の概要

令和4年11月8日以降に初度登録した車両が補助金申請の対象となります。

なお補助金申請の対象は個人使用のみとなり、デモカー等使用での申請はできません。補助金申請期限は原則として初度登録日から一ヵ月となりますが、令和4年11月8日～令和5年4月30日の間に初度登録された車両は以下の通り申請提出期限が異なりますのでご注意ください。

初度登録 (届出)日	申請書提出期限 (消印有効)※	
	原則 車両登録日までに 支払手続きが 完了している場合	例外 車両登録日までに 支払手続きが 完了していない場合
令和 4年11月8日) 5年3月31日	5月31日	5月31日
4月1日) 4月30日	5月31日	6月30日
5月1日以降 (例:5月10日)	初度登録 (届出)日から 1ヶ月 (例:6月9日)	初度登録 (届出)日の 翌々月末日 (例:7月31日)

※最終期限(別途設定)については、次世代自動車振興センター必着となります。

(次世代自動車振興センターホームページより抜粋)

詳細は、次世代自動車振興センターのホームページ「令和4年度補正 CEV 補助金(車両)のご案内」をご確認ください

<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>

補助金交付対象車両 ・ 補助金額

The new ID.4 Lite

650,000円

The new ID.4 Pro

650,000円